

未知祭
～学び合いを共に～



主催
特定非営利活動法人 未知

〒990-2433 山形市鳥居ヶ丘15番3号 ☎023-633-9387

未知祭 開催にあたり

特定非営利活動法人 未知

理事長 名和良吉

福祉専門職にある私たちにとって、ノーマライゼーション・レジリエンス・ストレングス・エンパワーメント・リカバリーといった用語の理解は極めて大切な意味を持つ。ノーマライゼーションという用語が世界に広まった基点は、デンマークで制定された「1959年法」にある。本法制定の経緯は1950年代のデンマークにおいて、日常的に繰り返されていた知的障害者施設での人権侵害や、国の障害者福祉制度のあり方に疑問を持つ親の会の活動に共鳴を受けた社会省担当官バンクミケルセンの草案によるものとされている。その主意を「知的障害にあっても、その人は一人の人間としての人格を持つ者であり、よってノーマルな人々と同じ生活を行なう権利を有する。しかるに施設及び制度は知的障害者の人々をノーマルな人に矯正することを目的とすることではなく、それらの人々をその障害とともに受容し、障害にあっても普通の市民と同様の生活ができるような環境づくりを社会の側が行なうべきである。知的障害者個人の能力やニーズにあわせた援助や教育そして訓練も含め、他の市民と与えられているものと同じ生活条件を提供すべきである。」とし、国や社会が目指すべき共生社会の在り方を示し地域生活支援の充実を訴えている。

厚生労働省は2018年8月に中央省庁の8割において3,460人からの障害者雇用を国のガイドライン（2018年度の障害者法定雇用率は民間2.2% 国・地方公共団体2.5% 教育委員会2.4%）に反し、不正に障害を有しない職員を障害者として算入していたことを公表している。ちなみに山形県における障害者雇用の実態は山形県障害者雇用に係る検証委員会・報告書（2019年1月24日付）によれば、2018年6月1日時の障害者雇用は2.57%で122人を採用しているとしていたが1.28%の割合でしかなく障害者雇用実数は54人であったと訂正している。障害者の雇用法定率は「障害者の雇用の促進等に関する法律」によって定められ、「その目的は障害者の雇用義務等にもとづく雇用の促進等の措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて障害者の職業の安定にある。」と明文化している。先の「1959年法」の崇高な理念に比し、障害を有する人々の社会参加、社会復帰の促進、その展望等は微塵も感じ取れない文言である。いずれにしても病の治療という医学モデルから一歩踏み出し、社会で暮らすことを目指す生活モデルへの転換過程でのリハビリテーション目標は、一般社会や可能な限りそれに近い日常を取り戻すことにある。働く・職務を担うという行為の職業的リハビリテーションは、病や障害で失った自尊心・生活・人生をリカバリーする意義深さをもち、レジリエンス・ストレングス・エンパワーメントへと繋がる・・・。

障害者福祉の理念を実現する社会のあり方を示した「ノーマライゼーションの理念」誕生からすでに60年、また1987年の「障害者雇用促進法」から32年の月日が経つ。国や地方自治体あがての「障害者雇用増し問題」は障害を有する人々を排除し、「障害者雇用促進法」をなきものとした明らかな法律違反であり、人権への侵害でもある。「障害者雇用に関わる検証委員会・報告書」等で事済ます問題ではない。なぜ、障害を有する人々に対し偏見や差別が生じるのか。社会の脆弱性に対する苛立ちや戸惑いを感じつつも「ノーマライゼーションの理念」に希望をたくしつつ2019年度の未知祭は『学び合いを共に』としたテーマを掲げ、基調講演「生活のしづらさを超えて」 合唱会「希望の歌声を共に」 精神保健と精神障害に関する啓発活動「スピーカーズビューロー」 勉強会「障害者福祉法制定の歴史とその背景」 就労作品展示会「三人展」 といった盛りだくさんの企画をもって開催する事に致しました。是非、ご参加賜れば幸いです。

来場者の制限はありません
(市民の方、大歓迎)

『就労作品展示会』

日時：2019年11月20日（水）～11月22日（金）

10時30分 ～ 15時00分

場所：山形日産自動車株式会社 本社ビル1階 ギャラリー
山形市南一番町9-10

■特定非営利活動法人 未知
メンバー後藤さんと宮田さんと
支援者の丹野さんとの
三人展



特定非営利活動法人 未知 メンバー MさんとGさんの作品